

北茨城市水道事業一般競争入札公告(郵便入札)

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年7月9日

北茨城市長 豊田 稔

1 入札対象工事 ( 建築一式 I類 )

- (1) 工事番号 6建改第4号
- (2) 工事名 中郷浄水場給水車庫新築工事
- (3) 工事場所 北茨城市中郷町石岡 地内
- (4) 工事概要 ○中郷浄水場給水車庫新築工事・軽量鉄骨造平屋建倉庫(床面積46.35㎡)
- (5) 工期 契約締結の翌日から100日間
- (6) 予定価格 9,640,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (7) 調査基準価格 8,186,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

2 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年7月25日(木)午後 1時30分～
- (2) 場所 北茨城市役所 3階 第一委員会室

郵便入札のため、入札参加者の立会いは不要であるが、立会いを希望する場合は立会うことができる。

なお、落札者となるべき同価の入札者が2人以上あった場合は、ただちに「くじ引き」の手続きを行なうので、入札担当者は当日連絡を受けられる体制を整えておくこと。

3 一般競争入札参加資格要件

北茨城市一般競争入札実施要項(平成7年北茨城市告示第18号)第3条に規定する入札参加資格の認定(建築一式 I類)を受けている者、かつ認定要件を満たしている者のうち、次の要件を備えているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者及び同条第2項に規定する北茨城市の入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 入札公告の日から開札の日までの間、又はその一部の期間が、北茨城市建設工事請負業者指名停止等措置要領(平成10年北茨城市告示第1号)に規定する指名停止期間中でないこと。
- (3) 対象工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

4 設計図書の質問

(1) 設計図書に対する質疑

- ア 方法 設計図書に対する質疑は、書面持参又は郵送により行うものとする。
- イ 期限 令和6年7月17日(水)午後5時(郵送の場合、必着)
- ウ 提出先 北茨城市役所 水道部 施設課
- エ 回答 令和6年7月19日(金)に質疑の提出先において閲覧に供する。

5 現場説明

実施しない。

## 6 入札方法、注意事項

(1) 一般書留又は簡易書留による郵便入札とし、持参、電報、ファックス等による入札は認めない。

ア 受領期限 令和6年7月24日(水) 午後5時00分 までとする。  
(注)期限を過ぎて到達した入札書は無効とする。

イ 郵送先 〒319-1592 北茨城市磯原町磯原1630番地  
北茨城市役所 水道部 業務課

ウ 提出書類 (注) 下記書類を提出しないものは無効とする。

(ア) 入札書

・ 入札書は北茨城市建設工事等執行規則様式第1号とする。なお、提出した入札書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(イ) 工事費等内訳明細書

・ 工事費等内訳明細書は所定の様式とし、記載内容は金抜設計書(閲覧した設計書)の工事費等内訳書に基づき工事費等を積算し、入札金額を明らかにすること。なお、提出した工事費等内訳明細書の引換え、変更又は取消しは認めない。

・ 工事費等内訳明細書は、返却しない。

・ 工事費等内訳明細書は、積算内容を確認するものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(ウ) 最新の経営規模等評価結果及び総合評定値通知書の写し

・ 契約締結日から1年7カ月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23条第1項に定めるものをいう。)を受けているものであること。

エ 郵送方法 封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

(ア) 中封筒は、入札書と工事費等内訳明細書に分けて入れ封かん。入札書の封筒にあっては「入札書在中」、工事費等内訳明細書の封筒にあっては「工事費等内訳明細書在中」とし、それぞれの封筒表面に入札に係る開札日、工事番号及び工事名、入札参加者の商号又は名称を記すること。

(イ) 表封筒は、入札書と工事費等内訳明細書の2通の中封筒、最新の経営規模等評価結果及び総合評定値通知書の写しを入れ封かん。表面に「入札書及び工事費等内訳明細書在中」及び「開札日」を朱書きし、入札書送付先郵便番号、住所及び宛名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を記すること。

(2) 入札の回数は1回とする。ただし、公表された予定価格を超えた入札書を提出した場合は、無効とする。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号)等に抵触する行為をしてはならない。(本契約は、違約金に関する特約条項を設定)

## 7 落札

(1) 落札は、予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加した金額(当該金額に1円未満の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 低入札価格調査制度による調査基準価格を下回った入札については、当該入札を保留とし当該入札者に北茨城市低入札価格取扱要綱に基づく調査を実施する。

(4) 入札結果は、北茨城市建設工事等入札参加資格者名簿及び入札過程の公表に関する閲覧要綱(平成15年9月1日告示第83号)に基づき公表するものとする。ただし、落札者に対しては、入札後直ちにその旨を連絡する。

- 8 入札保証金  
免除する。
- 9 契約保証金  
要する。金銭的保証（契約金額の100分の10以上）
- 10 契約書作成の要否  
要する。
- 11 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は無効とする。  
(1) 入札について不正の行為があった場合  
(2) 北茨城市一般競争入札実施要項（平成7年北茨城市告示第18号）第3条に規定する入札参加資格の認定（建築一式I類）を受けていない者のした入札  
(3) 入札書及び必要書類が、指定の開札日前日（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）午後5時00分までに到達しない場合  
(4) 金額その他必要事項を確認しがたい場合、又は記名押印のない場合  
(5) 入札書を2通以上提出した場合、または入札書の入札価格を訂正した入札  
(6) 前各号のほか、入札条件に違反した場合
- 12 入札の中止  
入札の参加者が1者の場合は入札の執行を中止する。
- 13 支払い条件  
(1) 前払金 請求できる。（契約金額の10分の4以内）  
(2) 低入札価格調査制度による調査基準価格を下回った入札の前払金 （契約金額の10分の2以内）  
(3) 部分払 請求できる。ただし、回数は協議して定める。
- 14 調査基準価格を下回る金額で契約締結した場合の制限  
(1) 調査基準価格を下回る金額で契約締結した場合、次の制限をする。  
現場代理人と監理技術者の兼任を認めない。
- 15 その他  
(1) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、北茨城市水道部会計規程(昭和48年北茨城市水道部規程第2号)、北茨城市建設工事等入札執行事務処理要領(昭和57年告示第22号)、北茨城市建設工事等執行規則(昭和60年規則第13号)、北茨城市建設工事等競争入札に係る予定価格の事前公表に関する要綱(平成15年告示第25号)その他関係法令の関係各条を遵守すること。  
(2) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けされた工事であるため、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。  
(3) 落札者は落札決定後、対象工事について現場代理人及び主任（監理）技術者配置予定届を提出しなければならない。  
(4) 入札をした者は、入札後において、この公告、設計図書、工事請負契約書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。  
(5) 公告の内容については、次に照会のこと。

北茨城市役所水道部業務課

電話 0293-43-1111 （内線258）